

## 鹿児島信用金庫に対する行政処分について

1. 鹿児島信用金庫（本店：鹿児島市）においては、営業店で発生した預金の着服・流用等の不祥事件に関し、法令上の届出義務を認識しながら当局への届出を怠るなど、法令等遵守の観点から不適切な対応が認められた。このため、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づき、事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、複数の不祥事件が発生し同様に当局への届出を怠っていたほか、経営陣等は法令等遵守に対する認識が不十分なうえ、理事会等は本来の機能を発揮していないなど、金庫の法令等遵守態勢及び経営管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

### 記

- (1) 法令等遵守態勢と経営管理態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守及び経営管理にかかる経営責任の明確化

理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立

全金庫的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む。）

不祥事件発覚後の対応の抜本的な見直し

厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の充実・強化

監事機能及び内部監査態勢の抜本的な見直しと充実・強化

適切な人事管理の徹底

内部管理態勢の改善に向けた取組みの実効性を客観的に検証する態勢の構築

- (2) 上記(1)に関する改善計画を平成20年6月16日(月)までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を平成20年8月までは毎月、以降、3ヵ月ごとに報告すること。

### 連絡・問い合わせ先

九州財務局理財部金融監督第二課

電話 096-353-6351(内線 3210・3211)

九州財務局鹿児島財務事務所理財課

電話 099-226-6155(内線 29)